

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第 6 条第 3 項の規定において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお，この公告に係る，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，法第 8 条第 2 項に基づき，この公告の日から 4 箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成 15 年 4 月 8 日

京都市長 梶 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社ヒカリ屋 代表取締役 山崎 邦夫
滋賀県草津市大路一丁目 1 番 1 号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒカリ屋山科店
京都市山科区柳ノ辻草海道町 15

(2) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時(年間 30 日午前 9 時) 閉店時刻 午後 8 時(年間 60 日午後 9 時)	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時 45 分から午後 8 時 30 分まで (年間 30 日開門 午前 8 時 45 分，年間 60 日閉門午後 9 時 30 分)	午前 8 時 45 分から午後 9 時 30 分まで
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 72 台	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 260 台

(3) 変更する年月日

平成 15 年 12 月 1 日（駐輪場の位置の変更は，平成 15 年 6 月 1 日）

(4) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヒカリ屋 代表取締役 山崎 邦夫 滋賀県草津市大路一丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	光株式会社 代表取締役 尾池 誠一郎 京都市上京区新町通今出川上ル元新在家町 167 番地の 1 外 22 者
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	6,937 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 317 台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 面 積 151.5 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 容 量 15.45 m ³
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 3 箇所 位 置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 7 時から午後 7 時まで

(添付図面は省略)

3 届出年月日

平成 15 年 3 月 28 日

4 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 4 月 8 日 (火) から同年 8 月 8 日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律に規定する休日を除く。)

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 8 月 8 日 (金)

(産業観光局商工部商業振興課)